

第 17 回南丹市環境審議会 議事録

日 時	令和 2 年 2 月 4 日 (火) 10 時 00 分～12 時 00 分
場 所	南丹市役所 3 号棟第 4 会議室
出席者	【委 員】 <出席> 丹羽英之会長、小中昭副会長、宮田洋二委員、芦田美子委員、宇野齊委員 山内富美子委員、森雅彦委員、太田喜和委員、山内守委員 以上 9 名 【事務局】 (南丹市役所) 市 民 部：弓削部長 市民環境課：中島課長、平井係長、足立主査

1. 開 会

2. 議 事

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書に係る答申書（素案）の確認について

《事務局からの説明》

【委員 A】 文言について、「1. 水環境」で「簡易水道」とありますが条例上は「簡易水道」という言葉はなくなっており「上水道」に修正。続いて、「又」と漢字になっているが平仮名に統一すること。また、「3. 景観」で「伝統的建造物群保存地区」の前に「重要」が抜けていますので、「重要伝統的建造物保存地区」に修正を、以上 3 点修正すべきと考えます。

【委員 B】 「3. 景観」に伝建地区はありますが府指定文化財もあるかと思えます。追記されてはどうか。

【事務局】 環境影響評価項目に合わせて作成しており、「3. 景観」のところでは、国定公園や伝建について記載しています。また、文化財については、配慮書の段階で市から、美山町河内谷の城跡や寺跡といった埋蔵文化財に配慮するよう、京都府を通じて機構に意見を提出しているため、「文化財」という項目を掲げて記載することはできます。

【委員 C】 「関係自治体」との文言がありますが、南丹市への答申であるため「南丹市及び関係自治体」としてはどうか。

【事務局】 ご意見のとおり、「南丹市及び関係自治体」に改めます。

【委員 C】 埋蔵文化財については、「十分な相談とともに記録を残すこと」を追記されたい。

【委員 B】 調査の基本的な手法や評価の方法については、問題ないと考えますが、調査すべき項目が適正に実施されているか不明なので、項目ごとに責任を持って資料としてまとめるべきであると考えます。

- 【会 長】方法書は、制度上の画一的なものです。次の準備書は、調査や評価が終わった次の段階で示されるものであり、具体的な調査項目や内容の説明が制度上なされないということが、最大の問題と考えます。答申（素案）には、地域の特性として懸念されること、それを回避するためにヒヤリングや詳細な現地調査の要望が書かれていますが、それらが適正かどうかを検証するフェーズがない。また、調査内容や箇所を地域に説明する機会が必要であり、そういった内容を加えていければと考えます。
- 【委員A】会長の意見は、その通りだと思います。準備書ができた段階でもう一度地域に説明するというのが美山での説明会の中での内容だったと思いますが、調査をどうするかということについては、会長が言われるように、公表はないと思われま。
- 【会 長】資料の提示はしてもらえと思いますが、少なくとも説明会をするという規定にはなっていないので。
- 【委員A】準備書ができた段階で説明をするというのが前回の説明会であったと記憶をしています。準備書ができたという説明だけでなく、準備書を作る段階で過程の説明があるかと思ひます。
- 【会 長】準備書後の説明会というのは法律に規定されているものです。言葉では準備書となっていますが、実際は事業の素案となっています。
- 【委員A】準備書ができる段階までに調査をしますという説明をしてほしい。美山での説明会で踏み込んだ意見であったので、その辺りのことを地域の方は懸念されていると考えますので。
- 【会 長】準備書の説明の段階で評価内容に不備があればもう一度再調査をしてほしいと当然言えるのですが、準備書の説明のときに意見を言っても通らないことが多い。なかなか検証する場がないので、予め準備書をつくる段階で説明あった方が丁寧かと思ひます。準備書のときに重大な事故があればやり直しはありますが、実際のところ、準備書までいくと流れてしまうことが多いと思ひます。
- 【委員A】住民を集めての報告でなくても市に対しての報告でもいいと思ひます。そういった形を一つ挙げておく事によって機構側もそれなりの準備や調査も必要になってくると思ひます。
- 【事務局】前回お渡ししたアセスメント手続きの流れを見ていまして、調査や予測、評価方法を決定というのがあるのですが、決定された後は意見を言っても変わらないと思ひますので、何らかの形で協議ができればと思ひます。
- 【会 長】現場の話をするとう機構の方は方法書に則ってやりますという説明で、最後どんな調査をするというのは、調査を請け負っているコンサルタントの技術者が決めるため、検証する場所がありません。
- 【委員A】調査方法等に関して、意見書までの段階で公表いただければよいと思ひます。
- 【事務局】市からの意見として、「調査及び情報開示をしっかりとすること」との文言を「5. その他」に盛り込む、といったものと思ひますが如何か。
- 【会 長】準備書の素案ができる前に見せてもらい地域の視点を盛り込むべきだと思ひます。
- 【委員D】方法書7-25ページの水質では調査地点として20地点程度とありますが、具体的な地点はどこで、いつ頃の実施なのかわかりません。また、昭和46年環境庁告示第

59号と環境基準が古い基準のように思いますが、今は変わっていないのでしょうか。

- 【委員E】水質汚濁の環境基準の告示は昭和46年であるが、順次、物質と分析方法の追加をしています。一方、水質の調査方法は基本的な事柄を示していて、川の水の量り方、工場排水の量り方が書かれておまして、こちらは改定されていないと認識しています。川の流れ方がこの間大きく変化がなかったということ、色んな形に対応できるようなやり方が示されており、後は必要に応じて現場で考える、環境省は見直す必要がないと考えていると思います。
- 【委員D】専門家がそう言われるならわかりました。ただ、調査地点というのは前もってある程度知らせておく必要があるのではないかと考えますし、20地点程度は少ないかとの印象を受けます。
- 【委員A】言われるように、そういったことを事前に申し入れしておかないと後からでは知らないと言われてしまう。北陸新幹線は南丹市にメリットはないがデメリットはあるので住民も不安ばかり大きくなる。会長が言われるよう言うておくべきことは事前に言うべきだと思います。
- 【委員E】市として調査して欲しい地点を示されるのは如何か。調査地点の考え方は、治水地点、汚濁水の地点、大きな河川と支川の合流点、分水地点、その他の地点等5つくらいありますが、重要なのは利水地点。河川が合流してというよりは、確かに川の水質がどの様に変化していくか見ようとすればそのような調査も必要となってくると思うのですが、住民の生活に影響がある、観光や景観等そのような観点から選んでもよい、一番に言えば、重要な利水地点を選択して是非ともここでやっていただければと思います。
- 【事務局】トンネルが通るところも含めて鮎の生息地となるので、下流で影響がでそうな地点を選ぶのもいいかと思えます。
- 【委員E】確かに。農業だけでなく、漁業というところでも結構かと思えます。
- 【委員A】水道の治水もあるため、知井、河内谷、芦生など地域内の治水地点は必要だと思います。
- 【会長】法律にはないが、住民説明会を開いてもらい、そこで意見を言った上で調査方法の開示を要望してはどうか。
- 【事務局】住民への説明会や関係市町への情報開示を要望することになると考えます。
- 【委員D】工事用道路は大変問題になるので、きちんと調査及び住民への説明をしていただければと思います。前回は残土のところはさらっと終わったため、本当に大丈夫かと思えます。有害物質が含まれているという意見もありましたので。
- 【委員F】細かいことは多くありますが、そういったものを開示してもらえよう申し入れる必要があると考えます。
- 【委員C】行政サイドとしては、準備書や概要書以外のところを進めていくべきと思いますが、住民への説明はいると思います。住民からの意見をどのように反映させるかが大事なことです。
- 【委員A】「5. その他」の道路交通の関係は2行目の「～講じられると考える」で切って「また方法書に記載のない施工業者の安全指導についても徹底すること」と続けては如何か。
- 【事務局】前文と後文をそれぞれ強く訴える文言に改めます。

【委員A】残土を遊休農地に仮置きするのは土地が足らずできないと考えます。

【委員F】市町村が府に提出した意見と府の意見のすり合わせは機構でされるのでしょうか。3月上旬とかのタイミングでそれが分かれば嬉しいが。

【事務局】府から市への照会は3/6までの回答期限となっています。意見のすり合わせなどの会議の開催予定は未定ですが、府の専門家が議論して機構に出すこととなっています。

【委員D】ルートの確定はいつ頃でしょうか。

【事務局】準備書段階であると聞いています。

【委員D】いろいろな調整で遅れていくので、まだいつ決まるかは未定だと思います。

【会 長】概ね意見は出そろったと思います。内容を修正して市長に答申しますが、答申期限は2/10とされています。本日の意見を事務局で修正して内容の確認したいと思いますが、確認方法はどのようにするべきか、ご意見をいただければと思います。

【委員B】会長と副会長の確認で如何か。

【会 長】私と副会長の確認でよろしいか。

【委 員】異議なし。

3. その他

特に意見なし

4. 閉会